

意見聴取の実施方法について

1. 意見聴取の対象となる施設

サービス付き高齢者向け住宅整備事業（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金要綱に規定する事業。以下、「補助事業」という。）において、国の補助を受けようとするサービス付き高齢者向け住宅及び併設施設であって、令和 3 年 4 月 1 日以降に交付申請を行うもの。

2. 意見聴取先

整備するサービス付き高齢者向け住宅及び併設施設が立地する市区町村

3. 意見聴取手続き

(1) 依頼書の提出先等（参考 1）

① 政令市・中核市の場合

当該市が事業者から申請書（参考 2）を受理し、事業者に対し、意見聴取結果書（参考 3）を交付。併せて事務事業者（補助金事務局）に結果書の写しを送付。

② その他の市区町村の場合

都道府県が事業者から申請書を受理し、当該市区町村へ照会の上、都道府県から事業者（補助金事務局）に意見聴取結果書を交付。併せて事務事業者（補助金事務局）に結果書の写しを送付。

(2) 申請書類

- ・意見聴取申請書
- ・添付書類（計画概要、周辺見取図、公共交通機関へのアクセスや医療機関等との連携状況が分かる書類）

(3) 回答までの期間

意見聴取結果の事業者への回答は、窓口で申請書を受理してから原則 1 4 日間以内に行うものとする。

4. 意見を述べる際の観点

市区町村においては、「市区町村が意見を述べる際の観点」（参考 4）を踏まえて、関係部局と調整の上、以下の観点から意見を述べるものとする。

- ①地域の需要等を踏まえた高齢者住宅の必要量の確保
- ②公共交通機関へのアクセス等の立地
- ③医療・介護サービスの提供体制
- ④その他まちづくりとの整合

なお、事業者の判断に資するよう、あらかじめ、意見を述べる際の考え方を定め、公表しておくことが望ましい。

5. 意見聴取手続きの省略

個々のサービス付き高齢者向け住宅等の整備について、立地などまちづくりの観点から意見を提出することが想定されない場合には、あらかじめその旨を公表することにより、当該市区町村に関する意見聴取手続きを省略することができるものとする。

6. 相談体制の整備

意見聴取が必要な市区町村においては、事業者からの問い合わせや事前相談に応じられるよう、担当窓口を定めるものとする。

7. 補助実施の判断

補助事業の交付決定の判断は、補助事業申請時に事業者より提出された意見聴取結果を踏まえて、サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局において行うものとする。

8. 手続きの要否及び相談窓口の登録・公表

各市区町村における意見聴取の要否及び担当窓口（都道府県の申請書提出先を含む。）については、政令市・中核市は直接、その他の市区町村は都道府県を通じて各地方整備局等あて登録するものとする。登録結果については、サービス付き高齢者向け住宅整備事業のホームページ等において公表する。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局安心居住推進課

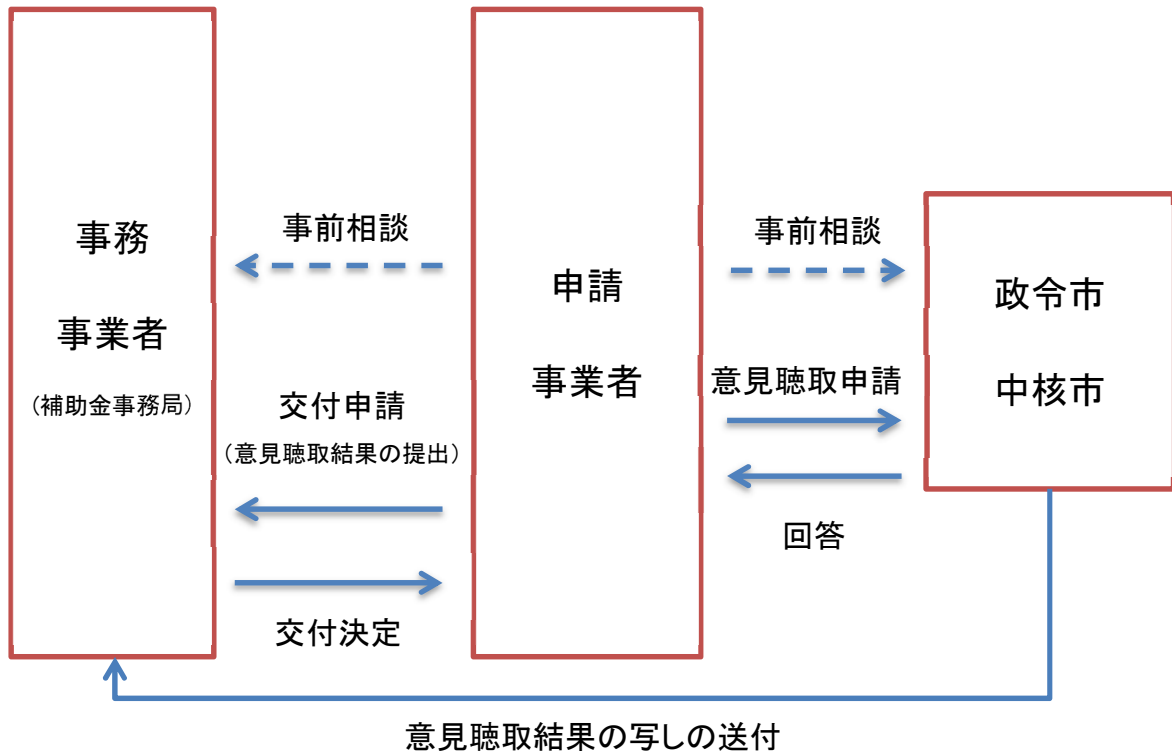
高齢者住宅企画係

電話 03-5253-8111（内線 39-856、39-857）

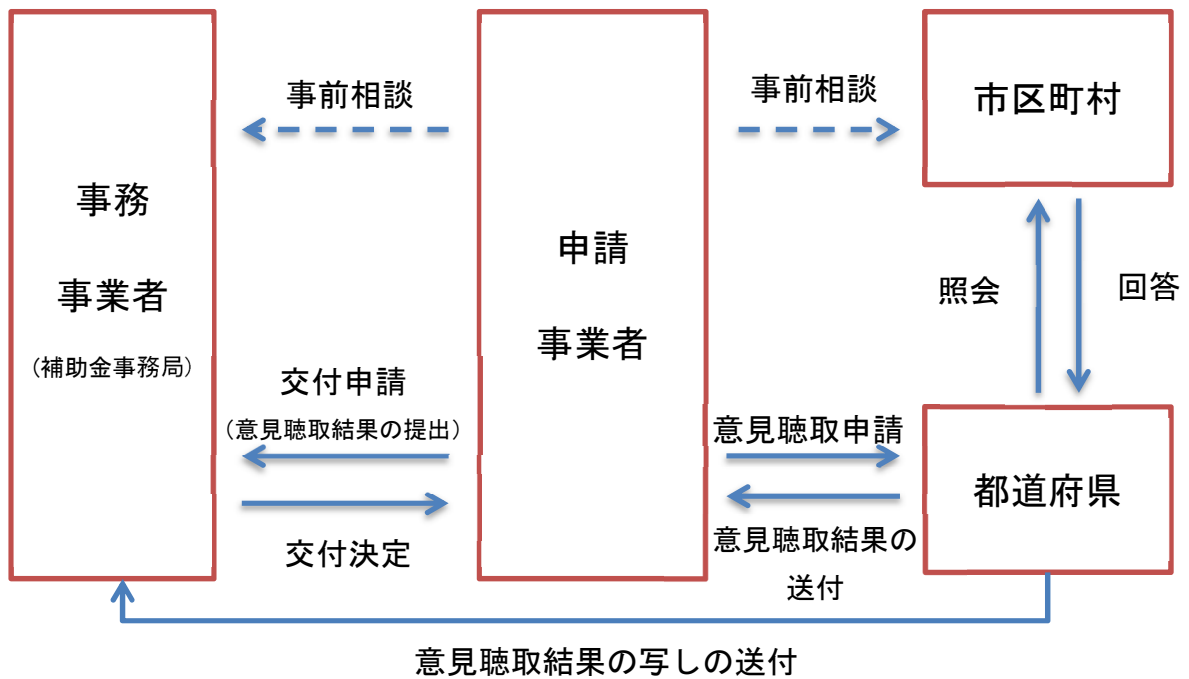
メール:hqt-anshin-kyojyu02@gxb.mlit.go.jp

(参考1) 意見聴取手続き

①政令市・中核市の場合



②その他の市区町村の場合



(参考2)

〇〇年 〇〇月 〇〇日

〇〇市区町村 殿

申請者の氏名又は名称 印

サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る
市区町村意見聴取申請書

下記の計画について、サービス付き高齢者向け住宅整備事業の交付申請をしたいので、意見聴取手続きをお願い致します。

記

申請者名	〇〇法人 〇〇会
住宅名	(仮称) 〇〇〇〇
計画地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
公共交通機関へのアクセス	最寄りの鉄道駅、バス停までの距離、(都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画が定められている市町村においては) 居住誘導区域内外 等
医療機関・介護施設との連携	最寄りの医療機関・介護施設、連携方法等
備考	

※公共交通機関へのアクセス等の立地、医療・介護サービスとの連携については、必要に応じて、内容が分かる資料を添付すること

(参考3)

サービス付き高齢者向け住宅整備推進事業
意見聴取に対する回答

申請者名 ○○株式会社
建設予定地 ○○市町村○○町○○丁目○○番地

上記計画について

- 意見はありません。
- 以下のとおり、意見致します。

[Empty response area for the first question]

※その他留意すべき事項

[Empty response area for the second question]

令和 年 月 日
○○市町村 ○○部 ○○課

(参考4)

市区町村が意見を述べる際の観点

意見聴取手続きにおいては、以下の観点より、意見を述べるものとする。

① 地域の需要等を踏まえた高齢者住宅の確保

当該地域の高齢者住宅の需要や、高齢者人口の将来推計等を勘案して、必要な高齢者住宅が供給されているか。例えば、政府の定める高齢者向け住宅*の目標※に照らして、当該地域において過剰な供給となっていないか、など。

*高齢者向け住宅：有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等

※住生活基本計画（計画期間 R3～R12。R3.3.19 閣議決定。）における目標は以下のとおり。

・高齢者人口に対する高齢者向け住宅*の割合【2.5%(H30)→4% (R12)】

② 公共交通機関へのアクセス等の立地

高齢者が公共交通機関や生活利便施設等を利用しやすい立地であるか。例えば、駅徒歩圏（750m 圏）内やバス利用圏（最寄りのバス停まで 300m 圏）内であるか、（都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画が定められている市町村においては）居住誘導区域内であるか、など。

③ 医療・介護サービスの連携体制等

入居者の介護の重度化や医療処置が必要となった場合に備えて、必要なサービスが提供されるよう医療・介護サービスとの適切な連携が図られているか。また、地域で介護等を担う人材の需給状況は適正か。例えば、協定の締結等を通じて併設又は近隣の医療機関・介護事業所より、入居者の求めに応じて、医療・介護サービスが提供されるか、など。

④ 立地誘導や防災その他まちづくりとの整合

立地誘導や防災、その他市町村のまちづくりの観点から必要な事項。

(留意点)

- ・上記で示した数値等は例示であり、各市区町村が、合理的な根拠をもとに、当該地域の特性を踏まえた独自の基準を定めることを妨げるものではない。
- ・意見聴取が必要な市区町村においては、事業者の判断に資するよう、意見を述べる際の考え方を定め、あらかじめ、公表することが望ましい。
- ・今般の意見聴取は、適切な立地誘導等の観点から行うものであり、その他の観点（介護保険財政への影響、町会への加入の有無、地域内の住民の入居割合、ゴミ集積場の設置 等）から意見を述べることは想定していない。